

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社タカキュー		コード	8166
提出日	2023/5/2	異動（予定）日	2023/5/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	西田 宜正	社外取締役	○								△				△					有
2	大井 順三	社外監査役	○								△							○		有
3	岸本 雄介	社外監査役	○															○	新任	有
4																				
5																				

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2016年6月まで株式会社オリエントコーポレーションの代表取締役会長兼会長執行役員でありました。同社と当社との間には提携クレジットカードの発行等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社売上高の2.4%であり、独立性に与える影響はないと判断しております。 また、2005年まで株式会社みずほ銀行で常務執行役員を務めていました。	西田宜正氏は、企業経営等に豊富な経験、実績、見識を有し、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献ができると判断しており、東京証券取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられるため。
2	平成12年まで株式会社みずほ銀行で支店長を歴任していました。	大井順三氏は、金融機関等において要職を歴任し、専門的な知識、豊富な経験に基づく助言により監査体制強化が期待できると判断しており、東京証券取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられるため。
3		岸本雄介氏は、弁護士として豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社の経営に対して高度かつ専門的な監督を担える人物と判断しており、上記役員の属性a～lのいずれにも該当しないことから、独立性が高く、一般の株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられるため。
4		
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。